

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が さまざまなトラブルを 防止します!

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

千葉司法書士会

043-246-2666

<http://chiba.shihoshoshikai.or.jp/>

千葉地方法務局

043-302-1311

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

千葉県土地家屋調査士会

043-204-2312

<http://www.chiba-chosashi.or.jp/>

相続等に関する登記についてのご相談は

○千葉司法書士会

千葉司法書士会館や市町村役場など県内各地での**対面による相談**のほか、**電話相談**を実施しています。いずれも**費用は無料**です。

対面による相談の開催場所及び日時等は、千葉司法書士会総合相談センター**043(204)8333**又は当会ホームページでご確認下さい。

電話相談は月曜日・水曜日の午後2時～午後5時と土曜日の午前10時～午後0時、午後1時～午後3時に実施しています。



0120-971-438

(※千葉県内からのみ)

千葉司法書士会

クリック！

検索



次の世代へのつとめです

日本司法書士会連合会 | 法務省 | 日本土地家屋調査士会連合会

○千葉県土地家屋調査士会

未登記建物や建物の取りこわし等に伴う登記の無料相談を当調査士会館や一部の市役所（一部予約が必要です。）にて実施しています。詳細は、千葉県土地家屋調査士会ホームページをご覧ください（ご覧になれない場合には、**電話番号 043(204)2312**にお電話ください。）。

また、**境界トラブルの有料相談**を境界問題相談センターちばにて実施しています。

電話番号 043(204)2300

千葉県土地家屋調査士会

クリック！

検索



○千葉地方法務局

不動産登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲示しております。**相続登記など登記相談は予約制により、各登記所で実施しています。**予約の受付は、各登記所で行っていますが、詳細は、千葉地方法務局ホームページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合には、音声ガイダンスにより管轄登記所及びその電話番号をご案内しています。

電話番号 043(302)1311（※音声ガイダンス「1」）

千葉地方法務局

クリック！

検索



申請書の様式はこちら ➡